

③ 所得税・町県民税の雑損控除説明会

災害により、住宅や家財、車両に損害を受けたときは、確定申告あるいは町県民税申告により、所得税法の「雑損控除」の方法が、災害減免法の「税の軽減免除」による方法のいずれが有利な方法を選ぶことによって、所得税や町県民税の全部または一部を軽減することができます。ただし、受け取った保険金などは、損失額から差し引かれます。

所得税や町県民税が非課税の方については、申告の必要はありません。

なお、棚卸資産や事業用の固定資産などの損失

は、事業所得などの計算上、必要経費になります。尾鷲税務署、紀宝町役場では、所得税・町県民税の雑損控除説明会を、下記のとおり実施しますので、ご来場ください。

◆雑損控除説明会

【日時】12月14日（木）

①午前10時～11時30分 ②午後1時～2時30分

※いずれかご都合のよい方にご来場ください。

【会場】役場2階大会議室

▶詳しくは、尾鷲税務署（☎0597-22-2222）までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

台風第21号により被災された方へ

床上浸水以上には災害見舞金を支給します

町では、台風第21号により被災し、床上浸水以上の住宅被害等を受けた世帯を対象に、災害見舞金を右表のとおり支給しています。対象と思われる被災者の方に対して、町から申請書を送付していますが、住家が床上浸水以上の被害を受け、見舞金の対象になると思われるにも関わらず、申請書が送付されていない場合は、役場福祉課までご連絡ください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

表：災害見舞金の支給対象と金額

災害の程度	金額
住家の全壊、全焼および流出	1世帯につき 100,000円
住家の半壊および半焼	1世帯につき 50,000円
住家の床上浸水	1世帯につき 50,000円
死者	1人につき 100,000円
重傷者	1人につき 50,000円

Information 役場総務課

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 選挙結果

衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票が10月22日に執行されました。町の投票率（衆議院小選挙区選出議員選挙）は62.63%で、前回に比べ、0.86ポイント増加しました。

▶詳しくは、紀宝町選挙管理委員会（役場総務課内☎33-0333）までお問い合わせください。

◆衆議院小選挙区候補者別の得票数（届出順）

候補者名	届出政党の名称	得票数
1 三ツ矢 のりお	自由民主党	3,462
2 谷中 みよし	日本共産党	457
3 ふじた 大助	希望の党	1,945
計		5,864

◆衆議院比例代表政党等別の得票数（届出順）

政党等の名称	得票数
1 立憲民主党	1,004
2 日本共産党	323
3 幸福実現党	42
4 希望の党	1,018
5 社会民主党	60
6 自由民主党	1,984
7 公明党	1,111
8 日本維新の会	347
計	5,889

Information 役場税務住民課

台風第21号により被災された方へ

証明手数料・税などの減免、所得税などの雑損控除説明会の開催

役場税務住民課では、台風第21号により被災された方の証明手数料免除や、固定資産税の減免、税務署による雑損控除説明会を実施します。

① 証明手数料などの免除

被災された方が、災害関係の手続きのために証明書をとられる場合、または個人番号通知カードや個人番号カードの再発行を申請される場合に、証明書発行手数料や再発行手数料が免除（無料）されます。

◆期間 平成29年10月23日から当分の間
※この期間内に条件に当てはまる証明書等を取得されており、既に手数料を支払われている場合は返金しますので、税務住民課までお申し出ください。

◆対象となる証明書など（※申請時にお申し出ください）
住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍附票、身分証明書、戸籍届出受理証明書、固定資産評価証明書、所得証明書などのうち、台風第21号による災害関係の手続き（例：保険金請求など）を目的として証明書をとられる場合。

または災害による流失や汚損などにより、個人番号通知カードや個人番号カードの再発行を申請される場合。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

② 固定資産税の減免

所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）が被害を受けた場合、その程度により固定資産税が減免される場合があります。減免には、「減免申請書」の提出が必要です。

固定資産税（家屋）が課税されている方で、家屋被害調査による判定を受け、減免（家屋）の対象になる方には、減免申請書を送付します。なお、床上浸水等の被害があり、減免申請書が届いていない方はご連絡ください。

◆対象となる固定資産
減免の対象になるのは、災害があった後に納期の末日が到来する、平成29年度3期分・4期分です。種類別の対象は、表①を参照ください

◆申請期限
12月25日（月）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

表①：対象となる固定資産

固定資産の種類	減免の可能性のある被害の例
土地	大量の岩石などの流入や、地盤の崩壊のあったもの ※面積の20%以上の被害を受けた土地
家屋	床上浸水等の被害があったもの ※塀・門扉等で課税の対象外の構築物は、減免の対象になりません。
償却資産	買い替えなどが必要になったもの ※町へ償却資産の申告書を提出されている方が該当します。